

製造株途中変更の影響で今シーズンはインフルエンザワクチンが不足へ 厚労省がインフルワクチンの原則1回接種を要請

2017/10/5

[古川湧＝日経メディカル](#)

厚生労働省は9月15日、季節性インフルエンザワクチンの供給についての通知を発出した。今シーズン使用するワクチンの製造予定量が昨年度使用量を下回っていることから、例年以上に効率的にワクチンを使用することを要請している。この通知を受けて日本医師会は9月21日、都道府県医師会の感染症危機管理担当理事宛に事務連絡を発出し、医療機関などへの周知を呼びかけている。

通知では、13歳以上の者がワクチン接種を受ける際に、医師が特に必要と認める場合を除き、接種回数を原則1回にすることを求めている。国内で流通しているインフルエンザワクチン製剤の用法用量は全て「13歳以上の者については、0.5mLを皮下に、1回またはおよそ1～4週間の間隔をおいて2回注射する」となっており、13歳以上にワクチン接種を1回で行うことは適応の範囲内であることを強調している。

1本に数回分の薬液量がある製品については、当日中に全て使用するなどの注意事項に配慮しつつ、効率的に使用するよう求めた。また、昨シーズンはシーズン終盤でワクチンの返品があったことから、必要以上に多量の予約・注文は行わないよう要請するとともに、今シーズンに返品を行った医療機関などは公表する可能性がある」と警告した。

インフルエンザHAワクチンの2017年度製造株は5月時点でA/埼玉/103/2014（CEXP002）が選定されていた。しかし、同株の増殖効率が昨シーズンのワクチン株と比較して約3分の1と著しく悪かったため、A/香港/4801/2014（X-263）に変更。株の変更によりワクチンの製造開始が遅れたことで、製造量不足が生じたとみられる。

7月31日時点における製造見込み量は約2528万本（1mLを1本に換算）で、昨年度の使用量である2642万本を下回っている。ただし、上記のような対策（13歳以上への1回接種など）が十分に講じられれば、昨年度と同等程度の接種者数を確保できる見込みという。

■関連サイト（厚生労働省）

[関連法令・通知・事務連絡（季節性インフルエンザワクチンの供給について）](#)

© 2006-2017 Nikkei Business Publications, Inc. All Rights Reserved.